

## 充実した「KAWAMURA 奨学制度」は、学生の学ぶ意欲をサポートします!

※①成績優秀者特待生制度と②検定資格特待生制度の併用はできません。

#### ①成績優秀者特待生制度 一般選抜 |・|| 期、大学入学共通テスト利用 |・|| 期で実施

## < 一般選抜 | 期 >

上位 1~20 位:2 科目(国語と選択科目)の合計得点が 160 点以上(1 科目の得点が 70 点以上)

②授業料半額(375,000 円)を 4 年間免除

③施設費全額(225,000 円)を 4 年間免除



265 万円免除

~ 40 位:2 科目(国語と選択科目)の合計得点が 140 点以上(1 科目の得点が 70 点以上)

①入学金(250,000 円)免除 ②授業料半額(375,000 円)を2年間免除 ③施設費全額(225,000 円)を2年間免除



## <一般選抜 || 期 >

上位 1~10 位 1 科目の得点が 80 点以上

①入学金(250,000円)免除

③施設費全額(225,000 円)を2年間免除



145 万円免除

## <大学入学共通テスト利用丨期>

上位 1~10 位 2 教科 2 科目の合計得点の得点率が 80%以上

①入学金(250,000 円)免除 ②授業料半額(375,000 円)を2年間免除

③施設費全額(225,000円)を2年間免除



145 万円免除

~20 位 2教科2科目の合計得点の得点率が70%以上



120 万円免除

## <大学入学共通テスト利用 || 期 >

上位 1~5 位 1科目の合計得点の得点率が80%以上



120 万円免除

免除の継続 学年末の成績(GPA)評価により所属学年全体において原則として上位 40%以内に位置している ことが条件となります。※GPAとは5段階評価の成績を得点化する方法です。

# ②検定資格特待生制度 (編入学選抜は除く) ★入学前の申請です!!

<実用英語技能検定1級・TOEIC®(L&R) 850 点以上・TOEFL(iBT)®88 点以上のいずれか取得で>

①授業料半額(375,000 円)を4年間免除 ②施設費全額(225,000 円)を4年間免除



240 万円免除

<実用英語技能検定準1級・TOEIC®(L&R) 720 点以上・TOEFL(iBT)®70 点以上のいずれか取得で> \* 1

①授業料半額(375,000 円)を3年間免除 ②施設費全額(225,000 円)を3年間免除



180 万円免除

<実用英語技能検定2級・TOEIC®(L&R)550点以上・TOEFL(iBT)®50点以上のいずれか取得で>\*2

①授業料半額(375,000 円)を2年間免除 ②施設費全額(225,000 円)を2年間免除



120 万円免除

<実用英語技能検定準2級・TOEIC®(L&R)450点以上・TOEFL(iBT)®40点以上・ 日本漢字能力検定2級以上のいずれか取得で> \* 3・注

①授業料半額(375,000 円)を1年間免除 ②施設費全額(225,000 円)を1年間免除



60 万円免除

- \*1 3年次終了までに実用英語技能検定1級・TOEIC®(L&R)850点以上・TOEFL(iBT)®88点以上をいずれか取得した場合、授業料半額・施設費全額を1年間延長。
- \*2 2年次終了までに実用英語技能検定準1級・TOEIC®(L&R)720点以上・TOEFL(iBT)®70点以上をいずれか取得した場合、授業料半額・施設費全額を1年間延長。
- \*3 1年次終了までに実用英語技能検定 2級・TOEIC®(L&R)550点以上・TOEFL(iBT)®50点以上をいずれか取得した場合、授業料半額・施設費全額を1年間延長。
- 注 日本漢字能力検定2級以上で申請した場合は、延長制度はありません。

免除の継続 学年末の成績(GPA)評価により所属学年全体において原則として上位 50%以内に位置していることが条件となります。※GPA とは 5 段階評価の成績を得点化する方法です。

# ③遠隔地居住者支援制度 ★入学後の申請です!!

遠隔地居住者で経済的に修学困難な学生に対して、学費の一部(年間18万円)を補助する制度です。

#### <条件>

- ●原則として賃貸住宅に一人暮らしをする方。(親戚・親族宅下宿者は除く。他条件あり)
- ●家計支持者の「最新の所得証明書」記載の収入または所得金額が以下の方。
- (1)給与・年金収入額(課税前):850万円未満
- (2) その他、事業所得金額:370万円未満
- (3)給与・年金収入額(課税前)とその他、事業所得金額がある場合は、それぞれの条件で算出した額を合算した額が850万円未満でかつその他、事業所得金額が370万円未満であること。